平成２２年（フ）第８５４号
鹿児島県鹿児島市明和１丁目23番14号
債務者　髙城　良治
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８８８号
鹿児島県鹿児島市南林寺町５番10―309号サニークレスト南林寺
債務者　上床　　浩
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市南林寺町２番１―1062号
債務者　永松浩太郎
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５７号
鹿児島県鹿児島市吉野町2396番地アーベインタカオ205号
債務者　稲留　貴久
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９号
沖縄県石垣市字真栄里101番地１　コーポ若夏203号
債務者　新城　美紗
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第２２３号
長野県上田市別所温泉1830番地５
債務者　田中小夜子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０７号
長野県伊那市西春近3715番地３
債務者　佐藤　謙一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第６号
長野県伊那市西町5973番地２
債務者　大澤あゆみ
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５５４号
徳島県徳島市津田町３丁目７番９―242号
債務者　尾上　光子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５６号
徳島県板野郡北島町北村字西蛭子30番地―216号
債務者　山内　一美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
富山市下冨居１丁目５番12号
債務者　中山　利恵
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７号
兵庫県淡路市多賀1201番地　大木西団地Ａ―401
債務者　吉岡　　均
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３号
兵庫県淡路市大町上260番地55　バーゼル参番館202号
債務者　坂本美恵子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号
高知県幡多郡三原村皆尾562番地５、前住所高知県宿毛市中央２丁目３番１号
債務者　新谷ゆう子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第８０号
高知県幡多郡三原村大字皆尾562番地５、前住所高知県宿毛市中央２丁目３番１号
債務者　新谷　拓生
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１号
高知県四万十市藤541番地、旧住所北海道松前郡福島町字吉岡12番地
債務者　石田　　学（旧姓山木）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２号
高知県宿毛市平田町戸内2299番地１
債務者　田村　康弘
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
高知地方裁判所中村支部